

令和6年度

佐賀県手話言語と聞こえの  
共生社会づくり基本的施策  
実施状況報告書

令和7年9月

佐 賀 県



佐賀県手話言語と聞こえの共生社会づくり条例（平成30年佐賀県条例第41号）第8条第3項の規定に基づき、令和6年度における聴覚に障害のある人の意思疎通手段に関する基本的施策の実施状況について報告します。

令和7年9月10日

佐賀県知事 山口 祥義

# 目 次

1	佐賀県手話言語と聞こえの共生社会づくり条例の概要	1
	(1) 条例の目的	
	(2) 条例のポイント	
	(3) 県の責務の概要	
2	第5次佐賀県障害者プランの概要	2
3	条例の規定に基づく取組実績	3
	(1) 学校における意思疎通手段の普及等(第7条)	
	(2) 手話等を学ぶ機会の確保等(第9条)	
	(3) 手話等を用いた情報発信(第10条)	
	(4) 災害時の連絡体制整備(第11条)	
	(5) 手話通訳者の確保、養成等(第12条)	
	(6) 聞こえ等に関する相談への対応及び支援(第13条)	
	(7) 事業者への支援(第14条)	
4	統計資料	25
	(1) 身体障害者手帳所持者数(聴覚・平衡機能障害)	
	(2) 手話通訳、要約筆記登録者数	

# 1 佐賀県手話言語と聞こえの共生社会づくり条例の概要

## (1) 条例の目的

手話言語の普及、聴覚障害の特性に応じた多様な意思疎通手段への配慮を通して、聴覚障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生し、安心して暮らすことのできる地域社会（以下、「聞こえの共生社会」という。）を実現することを目的としています。

## (2) 条例のポイント

聞こえの共生社会を実現するために、県の責務、県民の役割、事業者の役割を定めています。

### (県の責務)

- 県は、手話言語の普及と聞こえの共生社会を推進するための施策を総合的かつ計画的に策定し、実施する。(条例第4条第1項)

### (県民の役割)

- 県民は、この条例の目的及び基本理念の理解を深め、県、市町又は聴覚に障害のある人等が実施する意思疎通手段の利用の促進に関する取組に協力するよう努める。(条例第5条)

### (事業者の役割)

- 事業者は、聴覚に障害のある人に対するサービスの提供や雇用に際し、障害の特性に応じた意思疎通手段を積極的に利用するよう努める。(条例第6条)

## (3) 県の責務の概要

条例では、県の責務として具体的に次のことが定められています。

- 学校における意思疎通手段の普及等 (第7条)
- 手話等を学ぶ機会の確保等 (第9条)
- 手話等を用いた情報発信 (第10条)
- 災害時の連絡体制整備 (第11条)
- 手話通訳者の確保、養成等 (第12条)
- 聞こえ等に関する相談への対応及び支援 (第13条)
- 事業者への支援 (第14条)
- 意思疎通手段に関する調査研究 (第15条)

## 2 第5次佐賀県障害者プランの概要

佐賀県障害者プランは、障害者基本法第11条第2項に定める佐賀県の障害者計画であり、障害者の自立及び社会参加の支援等のため、施策推進の基本的な考え方や施策の方向及び達成すべき障害福祉サービス等の目標などを明らかにし、障害福祉施策の総合的、計画的な推進を図るためのものです。令和3年3月に佐賀県障害福祉計画と佐賀県障害児福祉計画をあわせ、「第5次佐賀県障害者プラン」を策定し、令和3年4月から令和9年3月までを計画期間として取り組んでいるところです。

県は、条例第8条第1項において、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第2項に規定する障害者のための施策に関する基本的な計画において、聴覚に障害のある人の意思疎通手段に関する基本的施策について定め、総合的かつ計画的に推進することとされています。

このことを受けて、「第5次佐賀県障害者プラン」において、条例に定められた県の責務に関連する項目を基本的施策として盛り込んでいます。

### ○障害者基本法（抜粋）

（障害者基本計画等）

第11条 政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 都道府県は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「都道府県障害者計画」という。）を策定しなければならない。

### ◎第5次佐賀県障害者プランにおける関連成果目標

（手話言語と聞こえの共生社会づくり条例に関する部分を抜粋）

事項	現状（R6年度）	目標（R8年度）
字幕・手話入りDVD等貸出数	72件	360件
佐賀県手話言語と聞こえの共生社会づくり条例の認知度	16.2%	80.0%
手話通訳者等の登録者数	100名	130名
要約筆記者の登録者数	37名	50名
耳マークの認知度	36.3%	80.0%

### 3 条例の規定に基づく取組実績

#### (1) 学校における意思疎通手段の普及等（第7条）

- 第7条 県は、学校教育において、基本理念及び意思疎通手段に対する理解の促進を図るものとする。
- 2 県教育委員会は、聴覚に障害のある児童、生徒、学生又は幼児（以下「聴覚に障害のある児童等」という。）が通学する県立学校において、教職員の意思疎通手段に関する知識及び技能を向上させるために必要な措置を講ずるとともに、聴覚に障害のある児童等が意思疎通手段により学習することができる環境の整備に努めるものとする。
- 3 県教育委員会は、県立学校に通学する聴覚に障害のある児童等又はその保護者からの学校における意思疎通手段の利用に関する相談に応じ、必要な支援を行うよう努めるものとする。
- 4 県は、学校（県立学校を除く。）の設置者に対し、基本理念及び意思疎通手段の理解の促進に関する情報提供、助言その他必要な支援に努めるものとする。

#### 主な取組実績

#### ○教職員への手話等の研修

教職員の聴覚障害、意思疎通手段に関する理解を促進し、知識及び技能を向上させるため、初任者研修や中堅の教職員向け研修等において、手話等に関する研修を実施しました。

実施日	内容	受講者数
4月26日	令和6年度佐賀県中堅教諭等資質向上研修第1回合同研修会 動画視聴「手話について知ろう」	170人（小学校教諭、中学校教諭、義務教育学校教諭、高等学校教諭、特別支援学校教諭、幼稚園教諭、養護教諭、栄養教諭）
5月9日	令和6年度佐賀県3年経験者研修全校種合同研修会 講義演習「手話言語を通じたコミュニケーションの実際」	326人（小学校教諭、中学校教諭、義務教育学校教諭、高等学校教諭、特別支援学校教諭、養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員、実習教職員、寄宿舎指導員）
6月3日	令和6年度初任者実践研修Ⅰ 講義「聴覚障害（者）とコミュニケーション」	333人（小学校教諭、中学校教諭、義務教育学校教諭、高等学校教諭、特別支援学校教諭、養護教諭、栄養教諭）

## ○県立学校における取組

### <県立ろう学校>

#### ・職員研修

聴覚に障害のある幼児、児童生徒個々のコミュニケーション手段に応じた適切な指導・支援を行うため、聴覚障害についての理解を深め、様々な意思疎通手段に関する知識及び技能の向上を目指して、年間を通して研修を行っています。また、県内の学校からの研修参加も受け入れています。

実施時期	主な内容	回数	受講者数
1学期～ 夏季休業中	聴覚障害教育、手話講座、授業における配慮事項、難聴疑似体験、アセスメントの仕方、各学部の教育、自立活動、進路とくらし、聞こえの実態把握、補聴器・人工内耳、手話研修会 等	13回	14～91名/回
2学期～ 冬季休業中	重複障害教育、聴覚障害児の知識の獲得、発達障害を併せ有する難聴児、聴覚障害教育における授業づくり 等	6回	22～94名/回

#### ・情報保障に係る校内の環境整備等

##### ① 授業

幼児、児童生徒が個々のコミュニケーション手段を用いて学習を進めていけるよう、音声や手話、指文字等を個々のニーズに応じて使用し授業を行っています。また、板書や電子黒板、掲示物等を用いて、授業内容を図表や画像等で表現したり、色分けやマーキングによって情報を整理し重要な部分を強調したりすることで、視覚的に重要なポイントを伝えるなど「見て分かる」手立てを工夫し、聴覚に障害のある幼児、児童生徒がタイムリーに情報を得て学習できるよう配慮しています。

##### ② 学校行事

全校生徒が集まって行う式典や文化祭等の行事等においては、音声を直接補聴器や人工内耳に伝える補聴援助システム等を用いたり、手話通訳や文字情報を提示したりして情報保障を行っています。

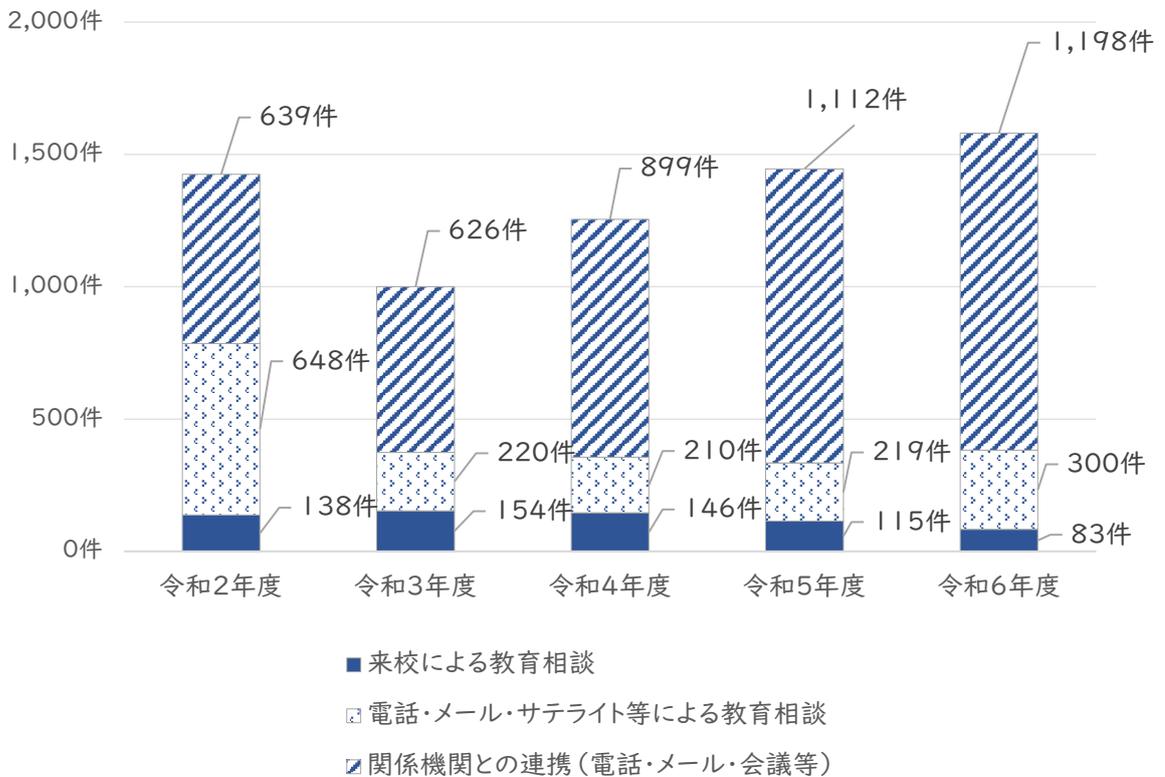
【補聴援助システム等機器類】

ロジャー (H29, H30, R 2, R 6 購入) (補聴援助システム)	線音源スピーカー 6、パスアラウンドマイク 2 タッチスクリーンマイク 13、マイリンク 15、 テーブルマイク 6、リピーター 2
コミュニケーション (H28 購入) (聴覚障害用小型スピーカー)	コミュニケーション 2
オンテナ (R 1 に FUJITSU より貸与) (音源振動変換器)	オンテナ 10、コントローラー 1

・聴覚障害全般に係る教育相談等

県立ろう学校では、特別支援学校のセンター的機能として、聞こえやことばに心配のあるお子さんの保護者や、聴覚に障害のある乳幼児、児童生徒の指導・支援を行う県内全域の幼稚園・保育園・こども園・小中高等学校・通園施設などの関係者から教育相談を受けています。あわせて、聴覚に障害のある乳幼児、児童生徒等の指導を行う関係機関との連携を図っています。

教育相談等実績



## ＜その他の学校＞

### ・生徒への支援の取組

各学校では、聴覚に障害のある生徒に関し、聞こえの状況や配慮事項、支援方法について、年度当初に職員会議等で全職員に情報を共有しています。その後も、生徒のクラス内でのコミュニケーションの様子や学習状況等について適宜確認を行い、特別支援教育担当と担任との情報を共有しています。また、定期的に本人・保護者と面談を行い、対応について確認し、合理的配慮の評価、改善を行っています。

校内環境としては、教室における座席位置の配慮や教室の椅子と机の脚にテニスボールや専用のゴムを付けて、雑音を減らすようにするなど、それぞれの学校で望ましい環境を整えるよう努めています。

職員間の共通理解として、学校によっては次のような取組も見られます。

\*定期テスト等を別室で実施（リスニング部分に限る）。

\*生徒が聞き取りやすい方向から話す。

\*必要に応じて本人の端末で、音声認識機能・アプリを使用できるようにしている。

### 【職員会議等における情報共有】

実施日	学校名	内容
4月1日	鳥栖高等学校	該当生徒の聞こえの状況や支援方法について、職員会議等で全職員に情報を共有
4月7日		
4月3日	伊万里高等学校	
4月3日	唐津西高等学校	
5月8日	佐賀工業高等学校 (全日制)	

## ○私立学校への支援

私立学校に対しては、聴覚に障害のある生徒を支援する外部人材の配置のほか、教材の導入、聴覚に障害のある生徒への指導方法や聴覚に障害のある方への理解と知識を深めるための教職員向けの研修の開催など、特別支援教育に係る活動の充実が図られるよう、助成制度を設けています。

## (2) 手話等を学ぶ機会の確保等 (第9条)

第9条 県は、県民が意思疎通手段の利用に対する理解を深めることができるよう、市町その他関係機関と協力し、啓発及び学習の機会の確保に努めるものとする。

2 県は、その職員がこの条例の目的及び基本理念に対する理解を深め、手話等を学習する取組を推進するため、手話等に関する研修等を行うものとする。

### 主な取組実績

#### ○佐賀県聴覚障害者サポートセンター運営

聴覚に障害のある方の社会参加を進め、福祉の増進を図ることを目的として、手話通訳者・要約筆記者の養成・派遣、相談支援、映像に字幕や手話を挿入したDVD制作等を行っています。

(センター概要)

所在地	佐賀市白山2丁目1-12 佐賀商工ビル4階
開館日	火曜日～日曜日
利用時間	9:30～18:00
休館日	月曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)
運営団体	一般社団法人佐賀県聴覚障害者協会
利用者数	6,920人(令和6年度実績)

#### ○聴覚障害者理解促進(佐賀県聴覚障害者サポートセンター事業)

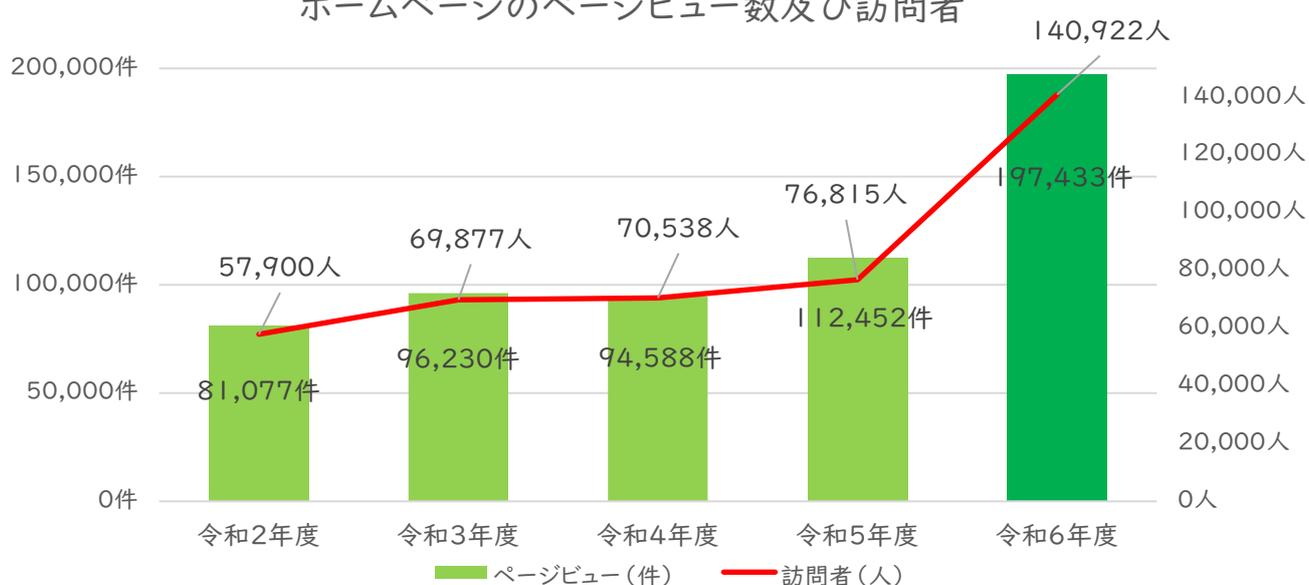
聴覚に障害のある方への理解促進のため、広報啓発活動を行っています。

##### ① ホームページ作成、管理運営

###### ○主なページの内容

- ・トップページ 新着情報、各ページのタグ掲載
- ・センターのこと 目的や業務、利用案内、アクセス方法等を掲載
- ・講座のこと 事業として行っている講座の案内や申込書等を掲載
- ・きこえのこと きこえの相談やピアカウンセリング等を掲載
- ・みみよりなこと 「みみよりなお知らせ」バックナンバーイベント等を掲載
- ・SAGA2024のこと SAGA2024に関する情報を掲載

## ホームページのページビュー数及び訪問者



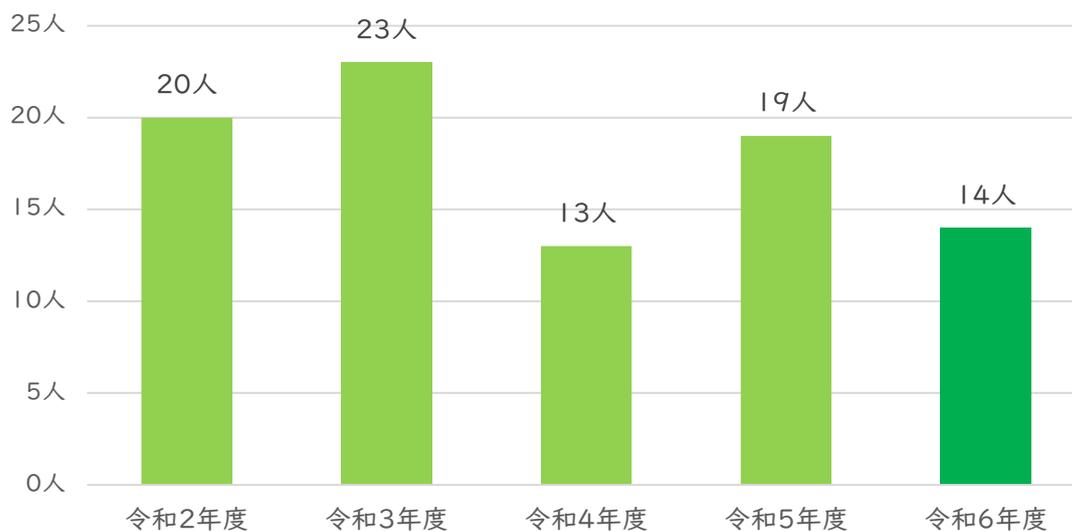
### ② サポートセンターだより「みみよりなお知らせ」発行

- ・毎月15日 1,500部発行
- ・配布先 県・市町障害福祉担当部署、県・市町社会福祉協議会、ろう学校、特別支援学校、佐賀市内老人クラブ、佐賀市内公民館等

### ③ みみサポーター養成講座

加齢性難聴の特徴、聞こえの仕組み、様々なコミュニケーション方法や聞き取りやすい環境設定・場面別の対応を考えるため、高齢者・難聴者と接する機会が多い施設職員や、公的機関の窓口職員、一般の方を対象として講座を開講しています。

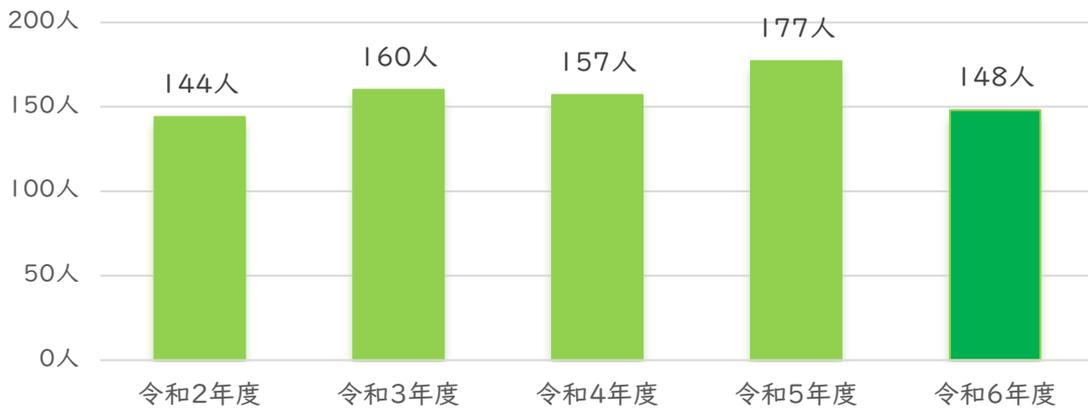
## みみサポーター養成講座 受講者



## ○新規採用県職員研修における手話研修

県職員の聴覚障害に関する理解を深め、手話について学習する取組を推進するため、新規採用職員全員に対して、手話に関する研修を行っています。

新規採用職員研修における手話研修 受講者



## ○新規採用警察職員への手話研修

県警察職員の聴覚障害に関する理解を深め、手話について学習する取組を推進するため、新規採用警察職員に対して、手話に関する研修を行っています。

回	開催日	受講者	内容
1	4月16日	58人	挨拶、名前、警察業務に関連した表現について、実技を交えて研修
2	5月21日	57人	
3	6月18日	56人	
4	7月31日	55人	
5	8月21日	55人	
6	9月17日	55人	
7	10月1日	28人	
8	11月19日	28人	
9	12月17日	28人	
10	1月21日	28人	

## ○SAGA 2024 手話教材動画を配布

SAGA 2024 国スポ全障スポにおいて、全国から訪れる聴覚に障害のある選手や関係者、観客などと手話を通じてコミュニケーションを取っていただけるよう、手話単語を収録した動画を作成し、県内の学校へ配布しました。また、県民だよりや県ホームページに掲載しました。

### (3) 手話等を用いた情報発信（第10条）

第10条 県は、聴覚に障害のある人が円滑に県政に関する情報を取得し、県政に対する意思を表示することができるよう、意思疎通手段を用いた情報発信に努めるものとする。

#### 主な取組実績

#### ○ボランティア（字幕挿入等）養成（佐賀県聴覚障害者サポートセンター事業）

聴覚に障害のある方のコミュニケーション支援のため、情報保障の一つであるDVD等の字幕制作のための字幕制作ボランティアを養成しています。

##### 【字幕制作ボランティア養成講座開催実績】

区分	開催日	令和6年度 修了者	修了者 合計
字幕制作ボランティア講座	2月4日～3月11日 毎週火曜（3時間×全6回）	2人	58人

#### ○手話・字幕入り映像の制作編集（佐賀県聴覚障害者サポートセンター事業）

情報提供の一つとして、既存映像への字幕の挿入、手話教材及び手話による情報番組の映像制作を行っています。

##### 【字幕制作実績】

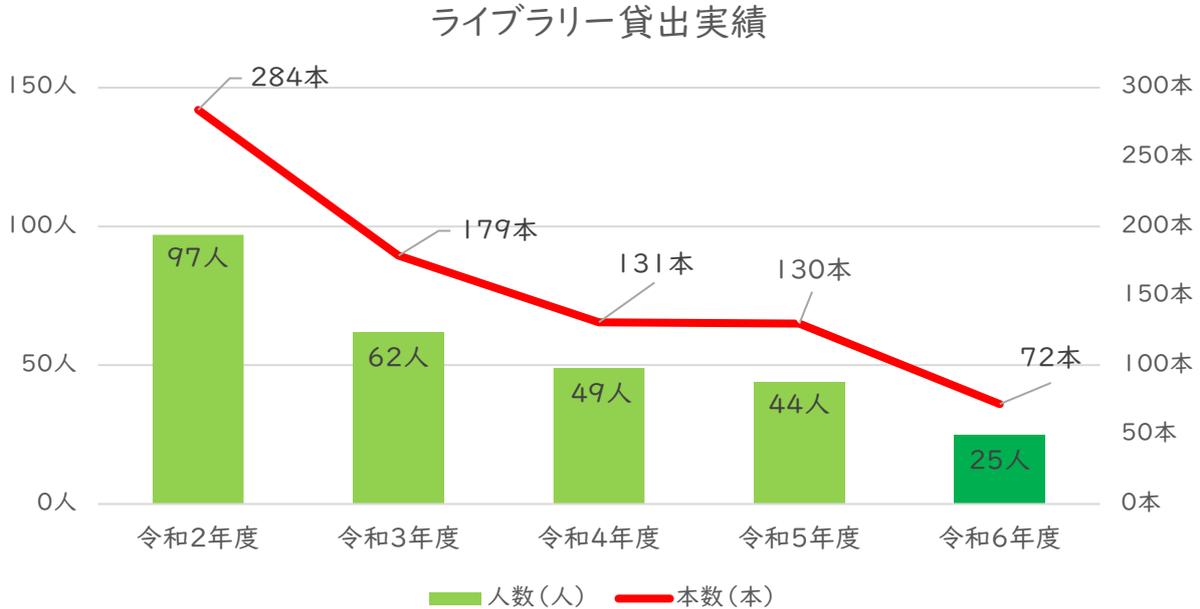
区分	種類	内容
SPIRA 日本語スピーチコンテスト	19	県内在住外国人によるスピーチコンテスト動画

##### 【映像制作実績】

区分	種類	内容
佐賀県新規採用職員研修用教材	1	手話の事前学習用教材
佐賀県教育センター学習用教材	4	手話・聴覚障害に関する学習用教材
県民を対象とした Youtube による配信用動画	6	手話による地域のイベントや暮らしの情報などの動画
計	11	

## ○字幕入り映像ライブラリー貸出（佐賀県聴覚障害者サポートセンター事業）

聴覚に障害のある方が日常的に文化芸術に親しめる環境づくりを進めるため、字幕入り映像ライブラリーの貸出を行っています。



## ○知事記者会見等での情報保障

県ホームページに掲載している知事記者会見及び囲み取材等の動画について、字幕を挿入しています。

また、知事記者会見については手話通訳士を配置するとともに、要約筆記者が作成した議事録の要約文も県ホームページに掲載しています。

## ○災害対策本部会議等での情報保障

聴覚に障害のある方が命を守るために必要な災害情報を迅速に伝えるため、令和6年8月の台風10号接近に伴う佐賀県災害警戒対策本部会議にて、手話通訳士を配置するとともに、要約筆記者が作成した議事録の要約文を県ホームページに掲載しました。

## ○県主催のイベントにおける手話通訳の導入

県が主催する講演会・イベント等で、手話通訳・要約筆記による支援を要する方が参加される可能性がある場合は、原則として手話通訳や文字情報をつけることとしています。

## ○耳マーク表示板の設置

聴覚に障害のある方の社会的障壁を除去するため、県庁内の各課において耳マーク表示板の設置を行っています。

## ○県議会における対応

### (1) 文字情報表示ディスプレイ設置

県議会の傍聴者向けに、本会議における発言をリアルタイムで文字情報化し表示させるため、表示用ディスプレイを設置し、アプリ「UDトーク」による運用を行っています。

### (2) 令和7年2月定例県議会の一般質問における手話通訳と字幕配信の試行

議会での審議をリアルタイムで知っていただくために、令和7年2月定例県議会の一般質問で手話通訳と字幕配信を試行しました。

- ・手話通訳については、ケーブルテレビやYouTubeでの議会中継の画面に手話通訳者のはめ込み画像を入れる形で実施。
- ・字幕配信については、県議会のホームページにアドレスを掲載することにより、傍聴席と同じ「UDトーク」の字幕配信（字幕のみが表示）を実施。

## (4) 災害時の連絡体制整備 (第 11 条)

第 11 条 県は、災害その他の非常の事態において、聴覚に障害のある人が障害の特性に応じた意思疎通手段により、安全を確保するために必要な情報を速やかに取得するとともに、円滑に他者との意思疎通を図ることができるよう、市町その他関係機関と連携し、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

### 主な取組実績

#### ○災害情報の県ホームページ掲載による情報提供

災害発生時に、避難情報や被害情報等を県ホームページに掲載することにより情報提供を行っています。

#### ○火災や緊急事案発生時の 119 番緊急通報システムの運用

スマートフォンや携帯電話などから通報ができる「Net 119 緊急通報システム」、FAX で通報ができる「FAX 119」を運用しています。「Net 119 緊急通報システム」は、簡単な画面操作によりチャット方式での通報ができ、写真の撮影や送付も可能です。

#### ○110 番アプリシステム、メール 110 番、FAX 110 番の運用

スマートフォンや携帯電話などから通報できる「110 番アプリシステム」、「メール 110 番」及び FAX で通報ができる「FAX 110 番」を運用しています。「110 番アプリシステム」は、簡単な画面操作によりチャット方式での通報ができ、写真の撮影や送付も可能です。

#### ○スマホ安否確認システムの運用 (佐賀県聴覚障害者サポートセンター事業)

聴覚に障害のある方や情報支援者にあらかじめ登録してもらい、災害時に安否を確認するシステムを設置・運用しています。

- ・ 出水期前～梅雨・大雨に関する注意喚起
  - 5 月 18 日 15 時 47 分送信
  - 6 月 27 日 11 時 42 分送信
  - 7 月 14 日 9 時 7 分送信

- ・日向灘沖地震に関する注意喚起
  - 8月8日17時19分送信
  - 8月8日18時2分送信
  
- ・台風10号接近に関する注意喚起
  - 8月23日10時20分送信
  - 8月25日11時13分送信
  - 8月27日9時29分送信

## (5) 手話通訳者の確保、養成等 (第 12 条)

第 12 条 県は、市町その他関係機関と協力し、ろう者が手話通訳者の派遣等による意思疎通の支援を受けることができる体制を確保するよう努めるとともに、手話通訳者等及びその指導者の確保、養成及び資質の向上を図るものとする。

### 主な取組実績

#### ○SAGA2024 情報保障サポーターの養成・活動

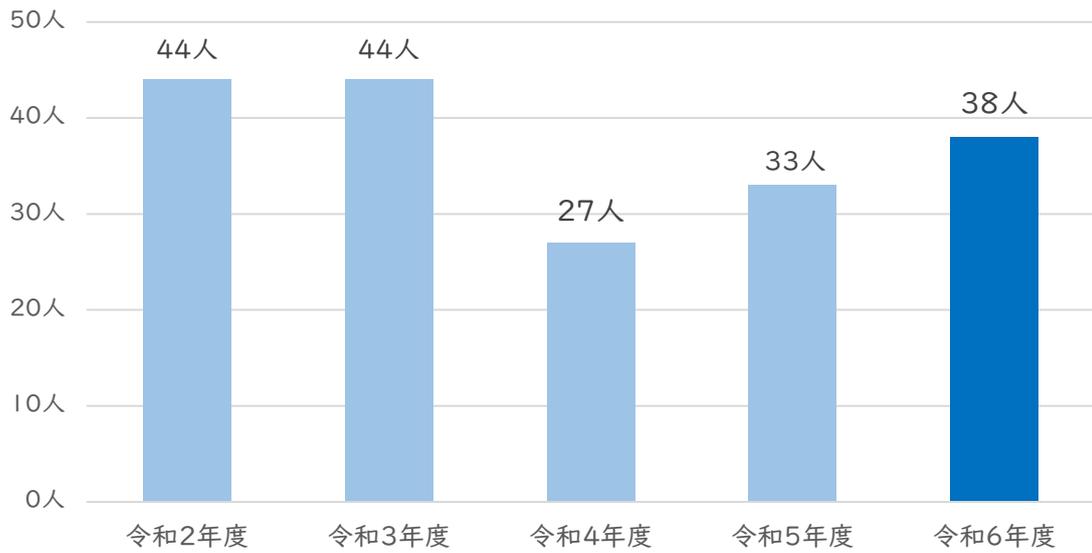
SAGA2024 国スポ全障スポにおいて、聴覚に障害のある方の情報支援やコミュニケーション支援のため、561 人の方に手話や要約筆記の情報保障サポーターとして登録いただきました。情報保障サポーター養成研修を受講後、競技体験研修、実践研修、競技毎の研修の受講など多くの準備を重ね、大会運営、案内、競技通訳等で活躍いただきました。

情報保障サポーターに今後も手話や要約筆記を広める存在になってもらえるよう、令和 7 年度からは、スキルや習熟度に合わせた学習会を新たに開催しています。

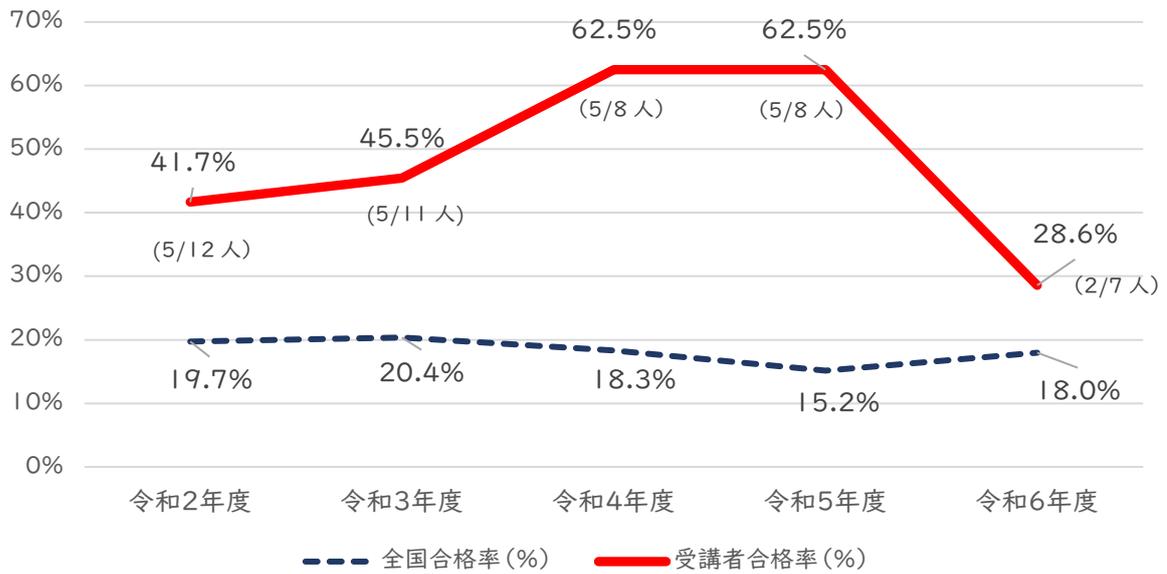
#### ○手話通訳者・要約筆記者養成 (佐賀県聴覚障害者サポートセンター事業)

聴覚に障害のある方のコミュニケーション支援のため、手話通訳者、要約筆記者の養成を目的として、厚生労働省のカリキュラムに即したテキストによる講座を開催し、手話通訳者、要約筆記者登録の増加に努めています。

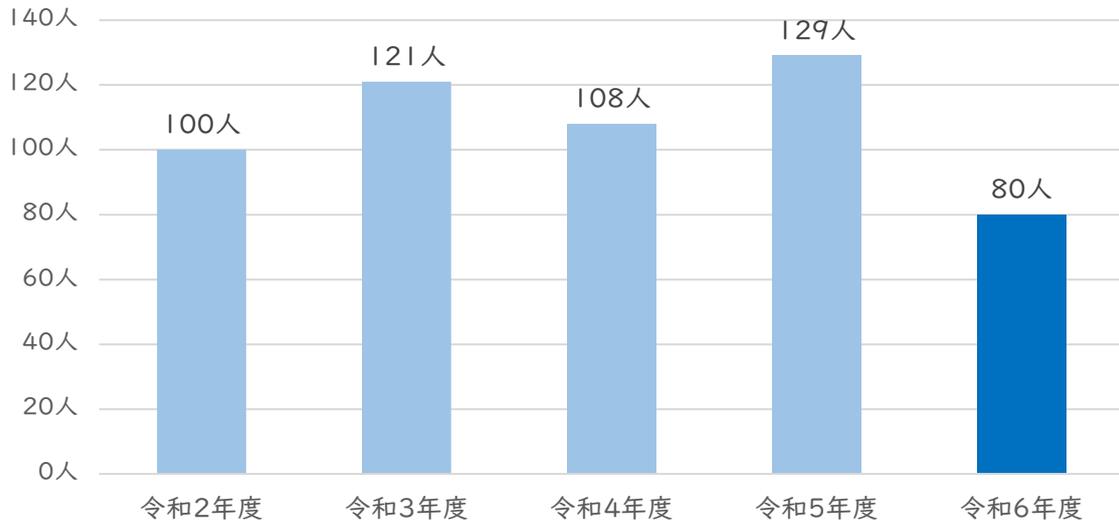
### 手話通訳者養成講座 修了者



### 手話通訳者全国統一試験



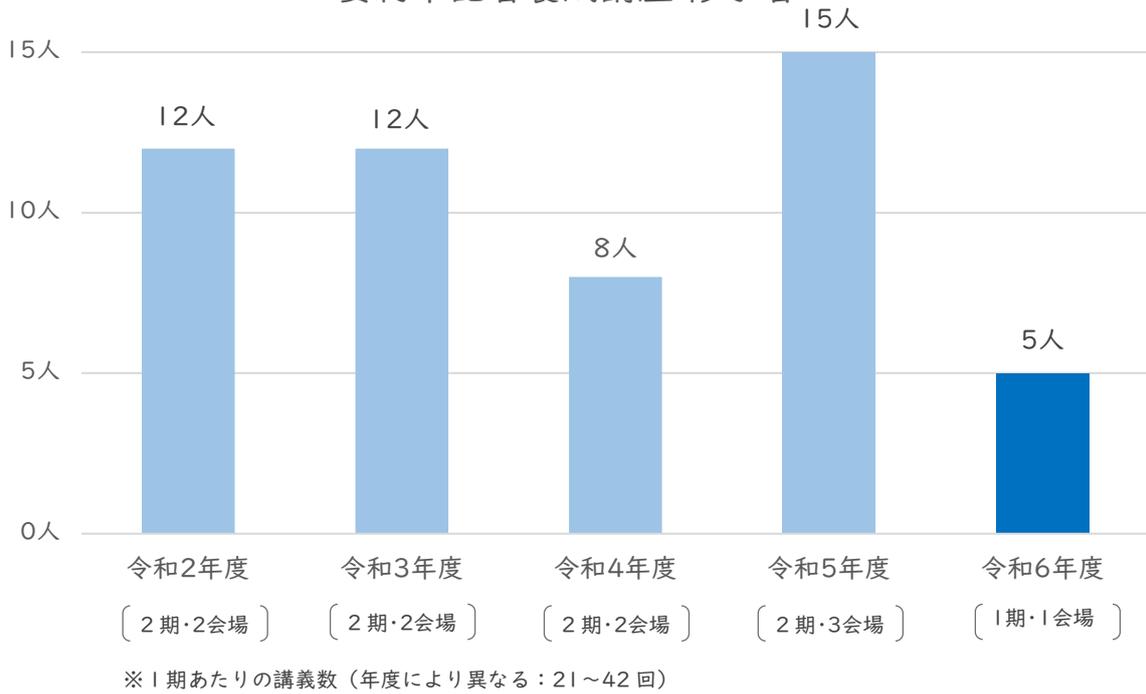
## 手話通訳者養成講座 現任研修 受講者



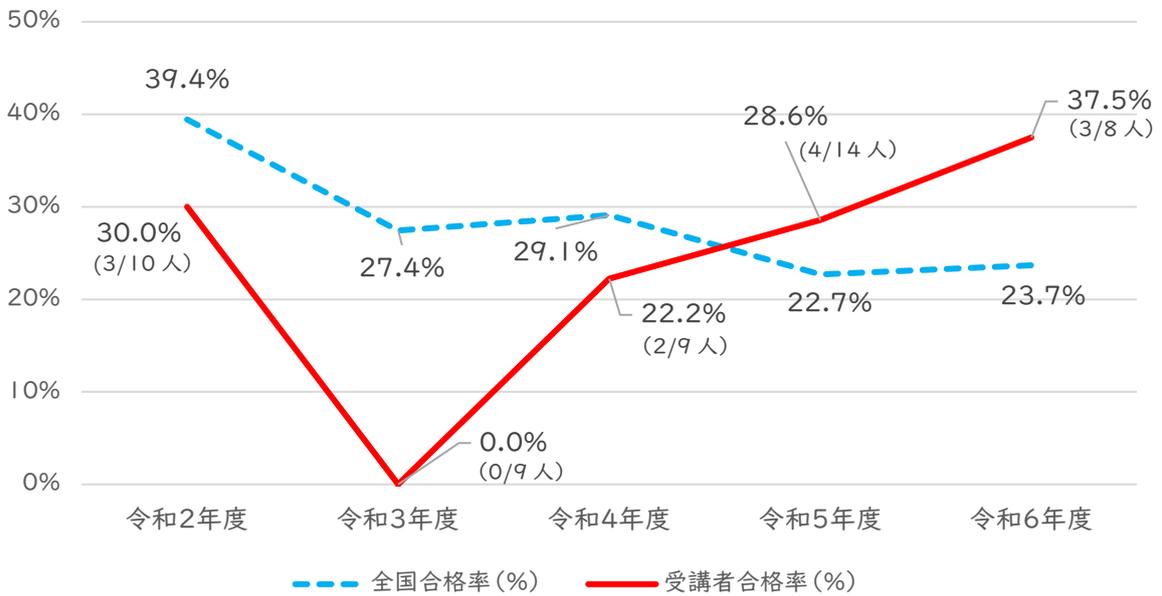
### ○手話通訳士試験対策講座（佐賀県聴覚障害者サポートセンター事業）

令和4年度から手話通訳士試験対策講座（全6講座）を実施しています。難易度の高い手話通訳士試験に対し、単年度のみならず継続的な試験対策支援を行い、合格者の増加を目指しています。

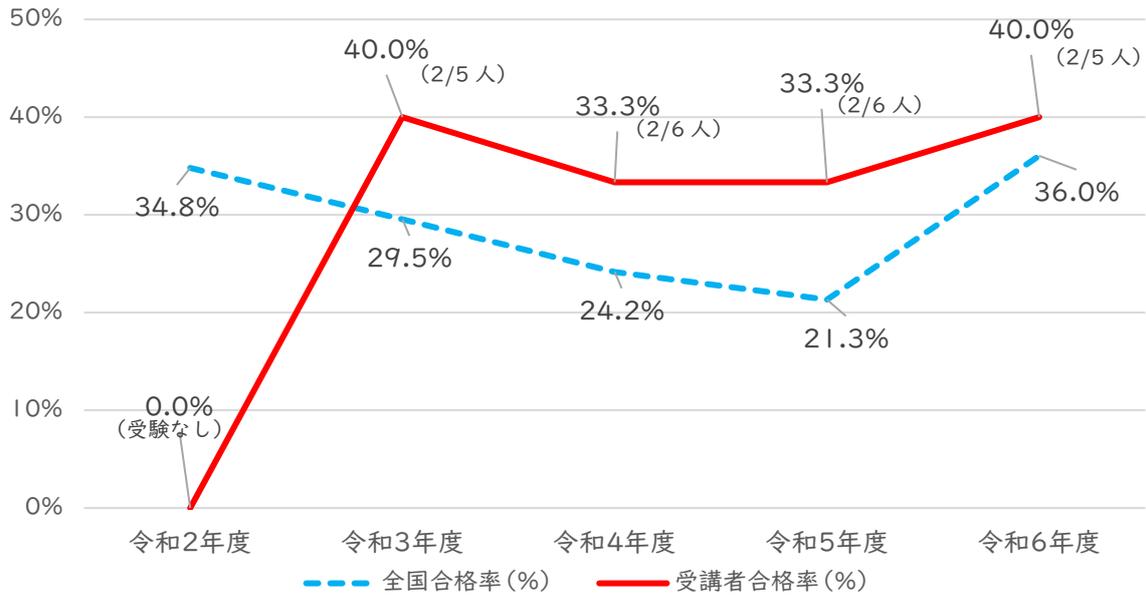
### 要約筆記者養成講座 修了者



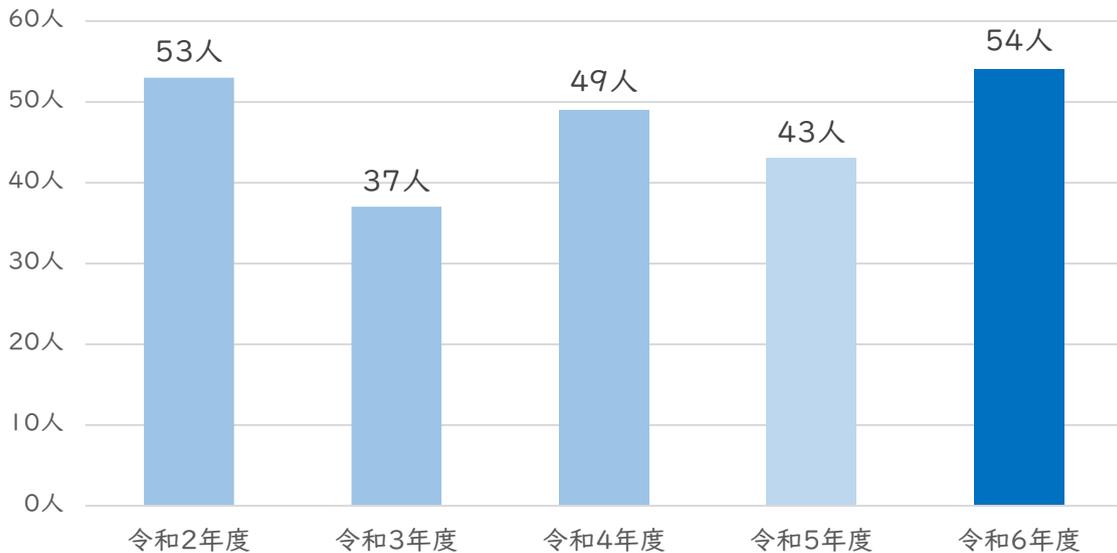
### 全国統一要約筆記者認定試験(PC)



### 全国統一要約筆記者認定試験(手書き)



### 要約筆記者現任研修 受講者



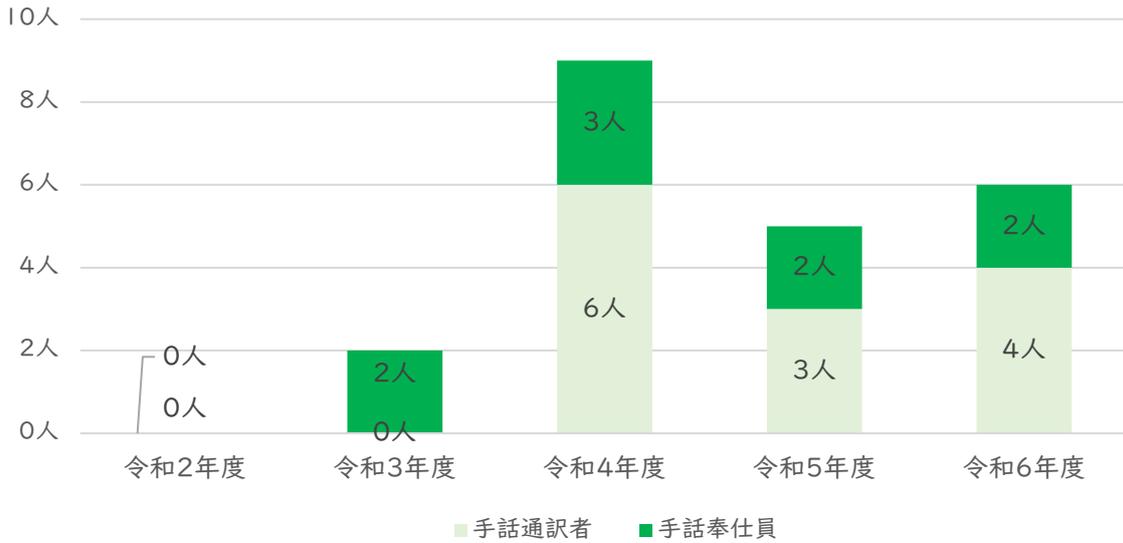
### ○遠隔パソコン要約筆記者養成 (佐賀県聴覚障害者サポートセンター事業)

近年のオンライン会議等の需要の高まりに対応するため、令和4年度からZOOMやUDトークアプリを活用した要約筆記のスキル向上を図る講座を実施しています。令和6年度は計10回開催し、受講者は36名となっています。

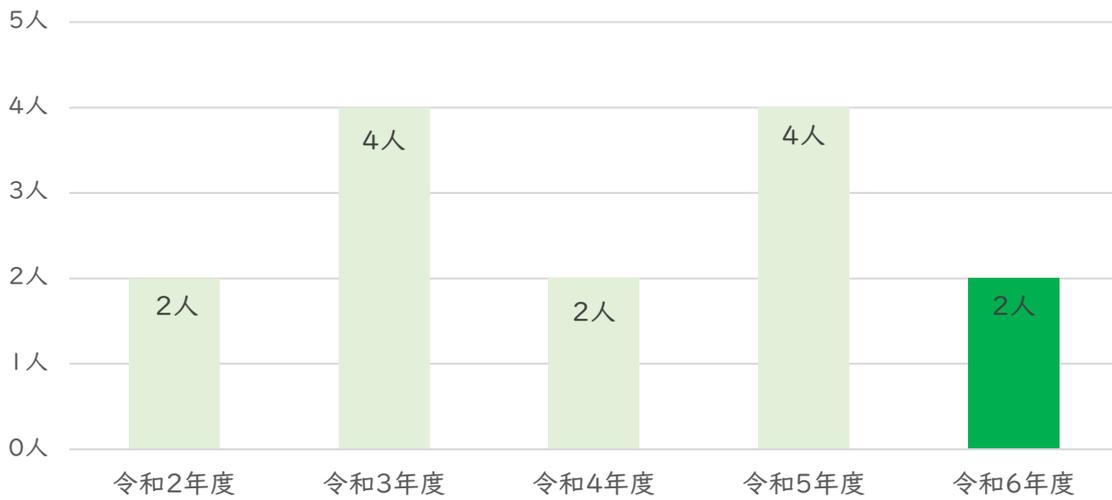
○手話奉仕員・手話通訳者・要約筆記者講師養成（佐賀県聴覚障害者サポートセンター事業）

手話奉仕員、手話通訳者、要約筆記者を養成する講師の質の向上と増員を図るため、厚生労働省の手話通訳技術向上等研修事業として実施されている講座に受講者を派遣しています。

手話奉仕員、手話通訳者講師養成講座 修了者



要約筆記者講師養成講座 修了者



## (6) 聞こえ等に関する相談への対応及び支援（第13条）

第13条 県は、県民からの聞こえ、補聴器具等に関する相談を受け付け、また、支援を行うための拠点の整備及び充実を図るものとする。

### 主な取組実績

#### ○聞こえ・補聴器具等に関する相談（佐賀県聴覚障害者サポートセンター事業）

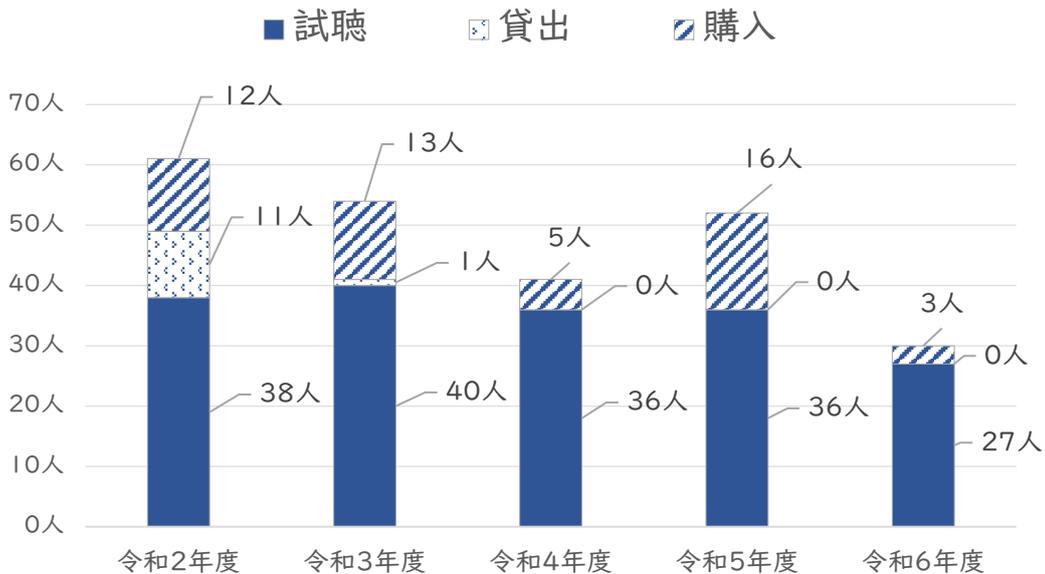
県民から音の聞き取りや言葉の聞き分け、補聴器の適合等の相談に対応するとともに、補聴器の試聴や貸出等を行っています。

##### ① 相談利用者状況

新規		継続			合計
聞こえの相談	補聴器相談	来館	電話・メール	医師相談	
30人	8人	36人	28人	11人	113人

##### ② 補聴器試聴・貸出・購入

聴覚障害者サポートセンター内での補聴器の試聴のほか、補聴器販売店による補聴器の貸出や購入に関する相談対応も行っています。



### ③ 巡回聞こえの相談

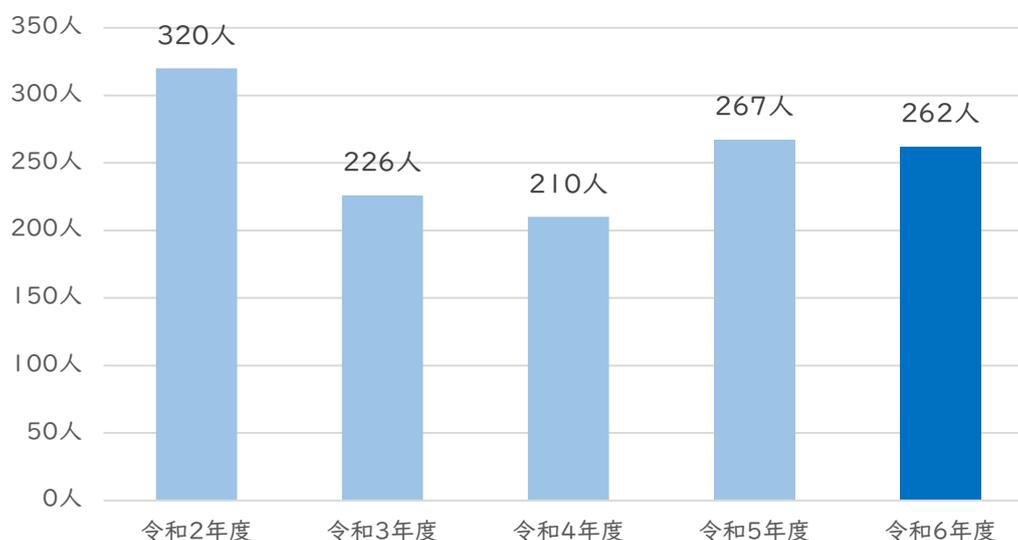
聴覚障害者サポートセンターまで来られない方々のために、要望等に応じて県内各地を巡回して聞こえの相談を実施しています。

回数	令和6年度 巡回先
19回	佐賀市(5回)、佐賀県立視覚障害者情報・交流センター(1回)、唐津市(1回)、鳥栖市(1回)、多久市(3回)、伊万里市(1回)、小城市(1回)、神埼市(1回)、基山町(1回)、大町町(1回)、江北町(1回)、白石町(1回)、太良町(1回)

### ○ピアカウンセリング(佐賀県聴覚障害者サポートセンター事業)

聴覚に障害のある方が、同じ聴覚に障害のある方やその家族等からの相談に応じ、必要な指導及び助言を通じて、不安や問題の解消を図っています。

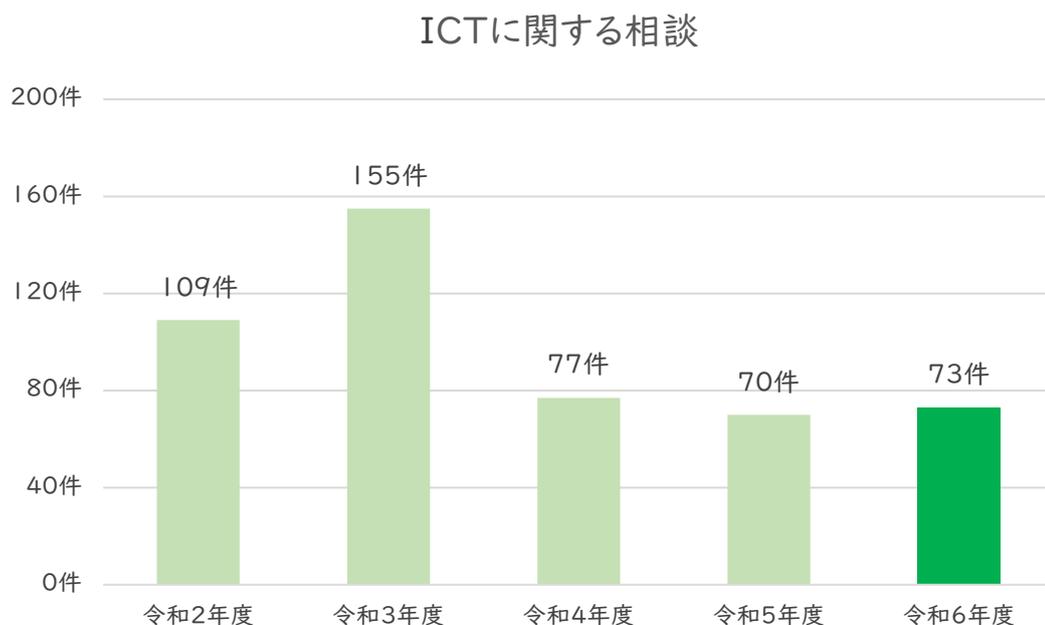
ピアカウンセリング相談人数



## ○ ICTを活用したコミュニケーション支援（佐賀県聴覚障害者サポートセンター事業）

聴覚に障害のある方が、より不自由なくコミュニケーションをとれるよう、ICT活用方法の指導を行っています。

### ① ICTに関する相談（スマートフォンアプリ、パソコンの使い方に関する相談）



### ② ICT活用講座

内容	開催日	受講者
インターネットサービスの利活用について	令和7年3月22日（土）	7人

## (7) 事業者への支援 (第14条)

第14条 県は、聴覚に障害のある人が利用しやすいサービスの提供及び聴覚に障害のある人が働きやすい環境の整備等を行う事業者に対し、必要な支援を行うよう努めるものとする。

### 主な取組実績

#### ○雇用に関する相談 (佐賀県聴覚障害者サポートセンター事業)

聴覚に障害のある方やその保護者、事業者からの相談に基づき、職場訪問などを行っています。令和6年度は企業訪問を2回行い、10人の相談に応じています。

#### ○聴覚障害者雇用企業・介護施設等向け手話講座

(佐賀県聴覚障害者サポートセンター事業)

令和4年度から聴覚に障害のある方の職場や施設等でのコミュニケーション環境を整えるため、手話講座を行っています。聴覚に障害のある方への理解についての講義後、自己紹介、挨拶、数字、趣味、仕事などの手話を学習します。

	受講者数 (回数)	
	聴覚障害者雇用企業	介護施設等
令和4年度	45人 (10回)	43人 (10回)
令和5年度	38人 (10回)	16人 (5回)
令和6年度	41人 (8回)	

※令和5年度介護施設等向け講座は新型コロナウイルス感染症の影響により、一部中止。

※令和6年度はSAGA2024対応のため、聴覚障害者雇用企業・介護施設等向けを合同開催とした。好評であったことから、令和7年度は開催数を増やし、引き続き合同開催の予定。

## 4 統計資料

### (1) 身体障害者手帳所持者数（聴覚・平衡機能障害）

（単位：人）

市町名	手帳所持者数				等級別内訳						
	18歳未満	18歳以上 65歳未満	65歳以上	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
佐賀市	23	144	721	888	51	145	95	258	9	330	888
唐津市	10	102	552	664	29	104	93	116	5	317	664
鳥栖市	15	44	168	227	6	38	30	57	4	92	227
多久市	4	9	64	77	3	16	11	23	0	24	77
伊万里市	3	36	162	201	12	34	27	37	0	91	201
武雄市	6	43	191	240	4	48	34	68	2	84	240
鹿島市	6	17	103	126	5	22	6	46	0	47	126
小城市	7	34	115	156	9	36	17	44	0	50	156
嬉野市	4	14	79	97	2	14	13	26	1	41	97
神埼市	2	15	121	138	4	25	17	34	0	58	138
吉野ヶ里町	2	13	34	49	9	9	5	11	0	15	49
基山町	1	11	32	44	4	13	4	6	0	17	44
上峰町	1	2	30	33	2	6	2	4	0	19	33
みやき町	1	20	90	111	3	18	9	24	2	55	111
玄海町	0	1	19	20	0	4	5	4	0	7	20
有田町	3	25	95	123	4	26	23	22	0	48	123
大町町	1	5	29	35	2	7	4	14	0	8	35
江北町	1	10	38	49	1	6	5	24	0	13	49
白石町	1	12	100	113	3	20	10	37	1	42	113
太良町	2	7	39	48	2	9	5	19	0	13	48
計	93	564	2,782	3,439	155	600	415	874	24	1,371	3,439

（令和7年3月31日現在）

## (2) 手話通訳、要約筆記登録者数

### ○手話通訳

	登録者数
手話通訳士	10 人
手話通訳者	43 人
手話奉仕員	47 人
計	100 人

(令和7年3月31日現在)

### ○要約筆記

	登録者数
要約筆記者	37 人

(令和7年3月31日現在)